

## 2. 緩和ケアに関する看護師教育

### B. 大学院教育

荒尾晴恵

(大阪大学医学系研究科)

#### はじめに

看護系大学の数は2018（平成30）年度には263校となり、増加の一途を辿り、並行して看護系大学院の数も増加している。2018年度の大学院修士課程・博士前期課程がある大学は175校で定員は2,722人、博士後期課程は94校で定員は625人である（図1）<sup>1)</sup>。

看護の大学院教育では、看護学研究者および教育者の育成、高度専門職業人の育成が求められている<sup>2)</sup>。看護学研究者は、看護学の知識の体系化、ケアに関する専門的技術の開発を積極的に推進し、看護学の学問体系に貢献できる人材である。また、看護学教育者は、看護系大学の増加に伴う看護教育の質の向上に帰する人材である。

高度専門職業人の育成においては、医療技術の高度化、ケアの対象となる人々のニーズの多様化に対応して、病院や地域において質の高い看護ケアを提供できる人材の育成が求められる。具体的には、卓越した看護の実践家である専門看護師、看護管理者、看護行政に関わる人材等を育成している。本稿では、看護系大学院のうち緩和ケアに関する教育について概観する。

#### 看護系大学における緩和ケアの教育

##### 1. 緩和ケアを担う看護学研究者、看護学教育者の育成

看護系大学のうち、緩和ケアに関する教育課程がどのくらいの数があるのかについては、明確になっていない。緩和ケアの学術的發展のためには、博士後期課程において研究の基礎的な能力を習得し、研究を進めていける人材の育成が急務で

ある。また、緩和ケアを担う看護学教育者は、研究者や実践者を育成するためにも不可欠である。

緩和ケアの対象ががん患者だけではなく、さまざまな疾患を包含するようになり、緩和ケアの提供場所も病院、ホスピス・緩和ケア病棟から在宅、地域へと広がっている。そのため、今までは、成人看護学や基礎看護学で取り扱われていた緩和ケアが、さまざまな分野、領域で発展していくことが期待される。

##### 2. 緩和ケアを担う高度専門職業人の育成

###### 1) 専門看護師制度の経緯

1987年に厚生省の看護制度検討会が公表した報告書において、看護の質の向上とケアの拡がりを目的に、21世紀に向かう看護制度の改革についての提言がなされ、そこに専門看護婦（士）の育成について明記された。高度化、専門化する医療による看護業務への影響から、看護婦（士）の資格をもつ者に対して卒後教育の一環として一定の専門分野についての教育を行い、各分野での看護業務が円滑に実施できるような専門看護婦（士）を育成する必要があるというものである<sup>3)</sup>。

これを受けて、専門看護師制度についての検討が日本看護協会を中心に始まった。1994年日本看護協会の通常総会で「専門看護婦（士）資格認定制度（仮称）に関する検討について」が提案され、名称を専門看護師と決定し、専門看護師の認定資格要件等が決められ専門看護師制度が誕生した。高度な実践家としての能力を担保するために、専門看護師の認定要件には、看護師資格を有し、専門看護分野における実務経験が5年以上あること、そして、専門看護師教育課程として認定を受けた大学院修士課程・博士前期課程を修了し

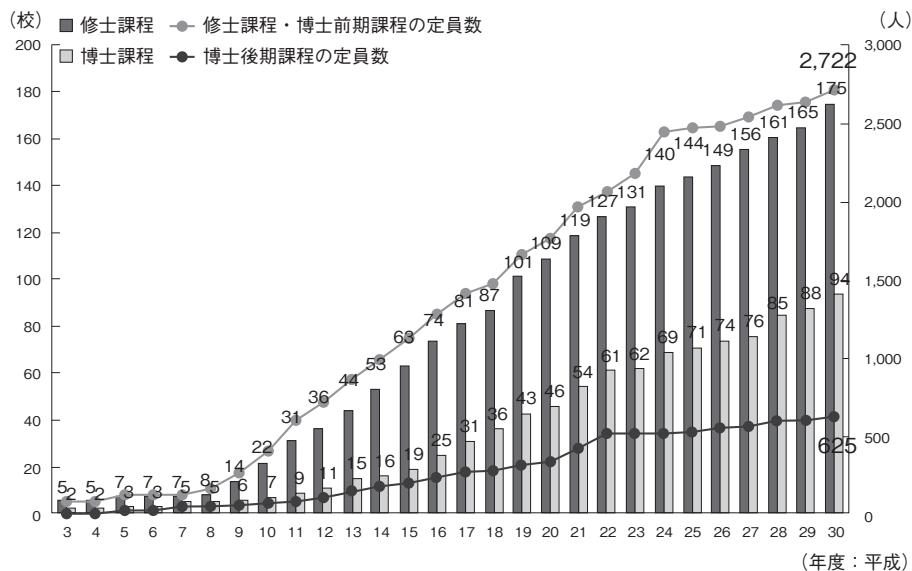


図1 看護系大学院数および入学定員の推移

(注) 2004 (平成 16) 年度以後の修士課程には、専門職大学院 1 校 (入学定員 40 人) を含む。

(文献 1 より引用)

表 1 分野別専門看護師教育課程数

分野	がん看護	精神看護	地域看護	老人看護	小児看護	母性看護	慢性疾患看護	急性・重症患者看護	感染症看護	家族支援	在宅看護	遺伝看護	災害看護
教育課程数	73	41	7	38	32	19	24	23	13	6	12	2	3

(文献 5 より引用)

表 2 専門看護師数の推移

年 (西暦)	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
がん看護	4	5	7	7	9	15	18	32	45	58	79	104	129	193	250	329	435	515	586	657	721
精神看護	2	4	5	6	8	9	11	19	25	29	39	45	53	69	93	116	145	179	208	236	267
急性・重症患者看護									7	13	16	26	42	63	85	114	147	178	211	225	
小児看護							6	9	12	16	17	22	27	40	56	73	96	119	142	166	185
慢性疾患看護									4	10	13	17	25	34	48	63	84	103	118	133	151
老人看護							3	5	6	9	10	13	14	24	32	41	55	66	79	94	109
母性看護								3	4	4	8	14	17	27	36	39	44	48	53	64	67
家族支援													3	5	8	14	21	29	37	44	52
感染症看護											1	1	1	4	9	15	22	30	32	38	45
在宅看護														3	4	5	11	16	24	27	36
地域看護		2	2	2	2	2	2	3	3	6	6	8	9	11	16	18	21	21	23	24	25
合計	6	11	14	15	19	26	40	71	99	139	186	240	304	452	615	798	1048	1273	1480	1694	1883

\*各年 12 月末日の登録者数

(文献 5 より引用)

※2016 年末のデータのため遺伝・災害看護は入っていない

ていることが必要とされるに至った。その後、1995 年に日本看護協会専門看護師規則・細則が施行され、分野特定が開始され、まず、「がん看護」「精神看護」2 分野が特定された。現在は 13 分野となっている。

1996 年には日本看護協会と日本看護系大学協議会との略式契約が締結され、連携して専門看護師制度の運営をすることとなった。日本看護協会が専門看護分野の特定、認定審査・認定更新審査等を行い、日本看護系大学協議会は、専門看護師

表3 がん看護専攻教育課程

本専攻分野教育目標		
1. がんに関する専門的知識を深め、エビデンスに基づいた確かな臨床判断を行うことができる。 2. 熟練した高度なケア技術とキュアの知識を用いてがん患者および家族に対して看護を実践することができる。 3. 社会に対し、がんの予防および早期発見のための教育・啓発および相談活動ができる。 4. 医療・看護職者に対して、がん看護に関する教育・相談活動ができる。 5. がん患者を取り巻く医療提供システム内を調整することができる。 6. がん患者の人権を擁護するために適切な倫理的判断を行い、判断に基づいた態度と行動をとることができる。 7. がん看護に関する専門的な知識や技術を深めるための研究を積極的に実施することができる。		
科 目	内 容	必須単位
専攻分野共通科目	がん看護専門分野を深めるために基盤となる病態生理、看護理論、看護援助論などを6単位以上履修する。 共通科目では判断、治療の原理と最新情報を学びそれに伴う患者や家族の反応に対処できるように身体管理、看護ケアの概要を学ぶ。	小計 6
1. がん看護に関する病態生理学 2. がん看護に関する理論 3. がん看護に関わる看護援助論	がんの分子生物学、遺伝学を含む病態生理学全般を学び、がん看護に関連した専門的な知識を深める。 がん看護実践の基盤となる主要理論とその活用について探究する。 がん患者の複雑な健康問題に対して包括的な支援を提供できるよう、看護援助の方法について学ぶ。	
専攻分野専門科目	広範ながん看護分野の中で、専門性を深めるために下記に示す特定の専門領域の中から8単位以上（1領域以上）を履修する。	小計 8
1. がん薬物療法看護 2. 放射線療法看護 3. 幹細胞移植看護 4. がんリハビリテーション看護 5. 緩和ケア 6. がん予防・早期発見	がん薬物療法の有害事象の予防・早期発見・早期対処を行い治療の継続および治療中の生活の質を高めるために必要な看護について学ぶ。セルフケア能力向上のための方略について探索する。 放射線治療に伴う障害の予防・早期発見・早期対処を行い、治療の継続および治療中の生活の質を高めるために必要な看護について学ぶ。セルフケア能力向上のための方略について探索する。放射線防護に関する教育ならびに相談活動を行う。 幹細胞移植の自己決定および移植前後の身体、心理・社会的な苦痛、移植前の処置および移植後の合併症に対する予防、早期発見・早期対処のための援助を行うとともに、心理・社会的苦悩に対する援助について学ぶ。 がん治療によってもたらされた身体の器質的・機能的変化に対して身体・心理・社会的に働きかけ、機能の改善方法を提供して患者のセルフケア能力向上のための方略について学ぶ。 がんがもたらすあらゆる苦痛症状および苦悩を包括的に理解し、エビデンスに基づいて適切なキュアとケアを統合して提供する能力を高める。薬物療法だけでなく理学療法的介入、心理的な支援など包括的な介入について、リソースを活用して展開する方法を学ぶ。さらに End of Life Care や家族のグリーフワークについて学ぶ。 がんおよびがん再発の予防・早期発見をめざして、効果的に知識・情報や技術を有効に活用し、自己検診や生活の調整・管理ができるように指導・教育を行う。社会に対してがん予防・早期発見のための啓発を行う。治療選択の意思決定の支援について学ぶ。	
実習科目	専門看護師の役割開発を含む専門分野の実習を10単位以上履修する。	小計 10
実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻分野専門に関連した専門看護師の役割開発に関する実習である</li> <li>・がん治療を専門とする医療施設での実習を含んでいる</li> <li>・がん医療における地域連携の実践が学べるよう配慮されている</li> <li>・実習記録の作成、レポートを含むこと</li> </ul>	
本専攻分野の必須単位		合計 24
CNS 共通科目*（8単位＋6単位以上）を含めた単位数		合計 14 以上
		総計 38 以上

\*共通科目A（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）のうち、がん看護専攻分野の高度実践看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、さらに、高度実践看護師の必修科目として共通科目B（臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）6単位以上の計14単位以上を履修すること

（文献6より引用）

教育課程基準および専門看護師教育課程の特定と認定更新を行うというものである。教育の質の担保は重要であり、この仕組みは現在も継続されている<sup>4)</sup>。

## 2) 専門看護師教育課程

専門看護師制度において緩和ケアはがん看護のサブスペシャリティに位置づけられている。ここでは、がん看護に関する教育課程数、専門看護師資格取得者数を記載する<sup>5)</sup>。

分野別専門看護師教育課程数を表1に、専門看護師資格取得者数を表2に示す。

がん看護分野は教育課程も専門看護師資格取得者数も他分野よりも多いが、これは2007（平成19）年度からがんプロフェッショナル養成プラン事業として始まり、現在も継続している文部科学省のがん医療を担う医療人の養成推進によるところが大きい。文部科学省は、がん対策基本法第14条に記載のある「がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、その他の医療従事者育成」のもと、全国規模で大学院の枠組みのなかで多職種の医療人の育成を行った。看護師においても、がん専門看護師の育成が積極的に行われ、これまでがん看護専門看護師の教育課程をもっていなかった看護系大学院も次々に教育課程を開講することになった。現在、第3期の取り組みが行われているところである。

日本看護系大学協議会による専門看護師教育課程の審査は、当初26単位で始まったが、2020年度までに26単位の専門看護師教育課程基準（以下、旧基準）から38単位の専門看護師教育課程基準（以下、新基準）に移行することになった。この背景には、超高齢社会、医師不足から看護師の業務拡大に係る議論が生まれ、その結果、専門看護師制度においても、さらに、高度な医療技術に対応できる能力を強化した教育課程を作成する必要が生じたことがある。そのため、新たな枠組

みとして、「高度実践看護師教育課程」ができ、そのなかに専門看護師教育課程が位置づけられた。38単位教育課程では、3Pと呼ばれるフィジカルアセスメント、病態生理学、臨床薬理学、そして、キュアとケアを統合した臨床看護判断を行う臨床実習の単位が追加となった（表3）<sup>6)</sup>。

---

## おわりに

看護学における緩和ケアの専門性を体型化し、エビデンスに基づいた看護実践を普及していくためには、それらを担う人材育成が不可欠である。そのためには、看護系大学院の教育を充実させていくことが課題である。特に、看護学研究者、教育者の育成については、ネットワークを早急に構築する必要がある。

## 文献

- 1) 杉田由加里：看護系大学の現状と課題。平成30年度日本看護系大学協議会定時総会講演資料2018.6.18
- 2) 日本看護系大学協議会：看護職の教育に関する声明。  
〔<http://www.janpu.or.jp/umin/kenkai/seimei.html>〕（2019.2.4アクセス）
- 3) 保健師助産師看護師法60年史編纂委員会：厚生労働省等の看護行政の足跡。保健師助産師看護師法60年史。  
〔<https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/2009/hojyokan-60-5.pdf>〕（2019.2.4アクセス）
- 4) 日本看護系大学協議会ホームページ  
〔<http://www.janpu.or.jp/>〕（2019.2.4アクセス）
- 5) 日本看護協会広報部：News Release(2017.2.1)  
〔[http://www.nurse.or.jp/up\\_pdf/20170201152449\\_f.pdf](http://www.nurse.or.jp/up_pdf/20170201152449_f.pdf)〕（2019.2.4アクセス）
- 6) 日本看護系大学協議会：平成30年度版 高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項。  
〔<http://www.janpu.or.jp/download/pdf/cns.pdf>〕（2019.2.4アクセス）